

可茂衛生施設利用組合  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和6年10月改訂

可茂衛生施設利用組合

# 目次

第1章 背景.....	- 1 -
(1) 気候変動の影響.....	- 1 -
(2) 地球温暖化問題に関する国際的な動向.....	- 1 -
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	- 1 -
第2章 計画改定の趣旨.....	- 2 -
(1) これまでの策定、改定の経緯及び現計画の概要.....	- 2 -
(2) 現計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法.....	- 2 -
(3) 現計画の対象とする温室効果ガスの種類.....	- 2 -
(4) 現計画の「温室効果ガス総排出量」の実績推移.....	- 3 -
(5) 「温室効果ガス総排出量」の分析結果.....	- 4 -
(6) 計画改定の方針.....	- 5 -
第3章 基本的事項.....	- 6 -
(1) 計画の目的.....	- 6 -
(2) 事務事業編の対象とする範囲.....	- 6 -
(3) 対象とする温室効果ガスの種類.....	- 6 -
(4) 事務事業編の計画期間、見直し予定時期.....	- 6 -
(5) 上位計画や関連計画との位置付け.....	- 6 -
第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標.....	- 7 -
(1) 目標設定の考え方.....	- 7 -
(2) 基準年度.....	- 7 -
(3) 数量的な目標.....	- 7 -
第5章 目標達成に向けた取組.....	- 9 -
(1) 基本方針.....	- 9 -
第6章 事務事業編の進捗管理.....	- 12 -
(1) 推進体制.....	- 12 -
(2) 点検・評価・見直し体制.....	- 13 -

## 第1章 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化問題に関する国際的な動向

2015年（平成27年）、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等が規定されました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標に掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、同年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法律に位置付けられました。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画が5年ぶりの改定が行われ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

## 第2章 計画改訂の趣旨

### (1) これまでの策定、改定の経緯及び現計画の概要

可茂衛生施設利用組合（以下「当組合」という。）では2012年（平成24年）4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」の規定に基づき、初版となる「可茂衛生施設利用組合地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

2018（平成30）年度には、2030（令和12）年度までを計画期間とした「可茂衛生施設利用組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「現計画」という。）として改訂を行い、2016（平成28）年度を基準とし、目標年度を2022（令和4）年度に掲げ温室効果ガスの総排出量を年1%削減するものとなりました。

2023（令和5）年度においては、目標年度である2022（令和4）年度の振り返りを実施するとともに、計画の構成を国の作成マニュアルに基づいて章立てするよう見直し、施設ごとに温室効果ガスの削減目標を設定する改訂を行いました。

### (2) 現計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

算定範囲：当組合が管理運営する、ささゆりクリーンパーク（ごみ処理施設）、緑ヶ丘クリーンセンター（し尿処理施設）、可茂聖苑（火葬場）、わくわく体験館（啓発宿泊研修施設）

ささゆりクリーンパーク	岐阜県可児市塩河 839 番地
緑ヶ丘クリーンセンター	岐阜県美濃加茂市牧野 1912 番地 2
可茂聖苑	岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋 37 番地 7
わくわく体験館	岐阜県可児市塩河 1071 番地 4

算定方法：温室効果ガス排出量の算定は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（旧 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）（以下「マニュアル」という。）」に示す方法

### (3) 現計画の対象とする温室効果ガスの種類

現計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類を対象とし、その他の温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)については対象外。

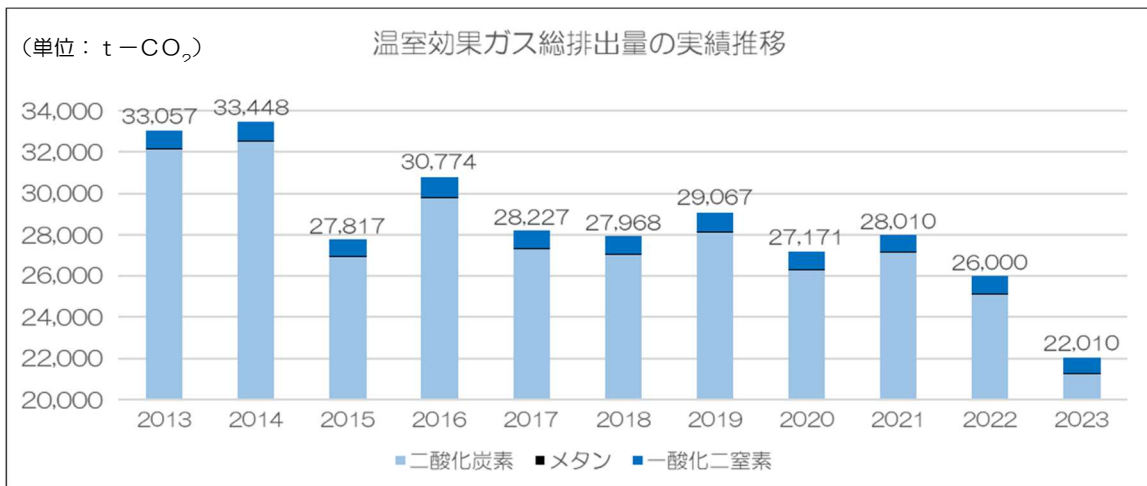
ガスの種類		地球 温暖化 係数	対象	当組合事業による排出源
二酸化 炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	1	○	電気の使用や灯油、A重油、石油ガス、都市ガス、自動車や特殊車両等の使用により排出される。
	非エネルギー起源			一般廃棄物（ごみ）の焼却により排出される。
メタン (CH <sub>4</sub> )		25	○	一般廃棄物の焼却、し尿の処理、ガラス溶解炉、都市ガス、自動車や特殊車両等の使用により排出される。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		298	○	一般廃棄物の焼却、し尿の処理、ガラス溶解炉、自動車や特殊車両等の使用により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		1,430	×	特になし
パーフルオロカーボン (PFC)		7,390	×	特になし
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )		22,800	×	特になし
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )		17,200	×	特になし

(4) 現計画の「温室効果ガス総排出量」の実績推移

2013（平成25）年度から2023（令和5）年度までの温室効果ガス総排出量の実績推移は次表のとおりです。

温室効果ガス総排出量の実績推移

年度	(t-CO <sub>2</sub> )			
	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	合計
基準年度 2013(25)	32,118	52	887	33,057
2014(26)	32,516	52	880	33,448
2015(27)	26,907	52	857	27,817
2016(28)	29,793	50	930	30,774
2017(29)	27,320	51	856	28,227
2018(30)	26,992	50	927	27,968
2019(元)	28,126	55	885	29,067
2020(2)	26,233	55	883	27,171
2021(3)	27,081	54	875	28,010
2022(4)	25,087	54	859	26,000
2023(5)	21,212	61	738	22,010

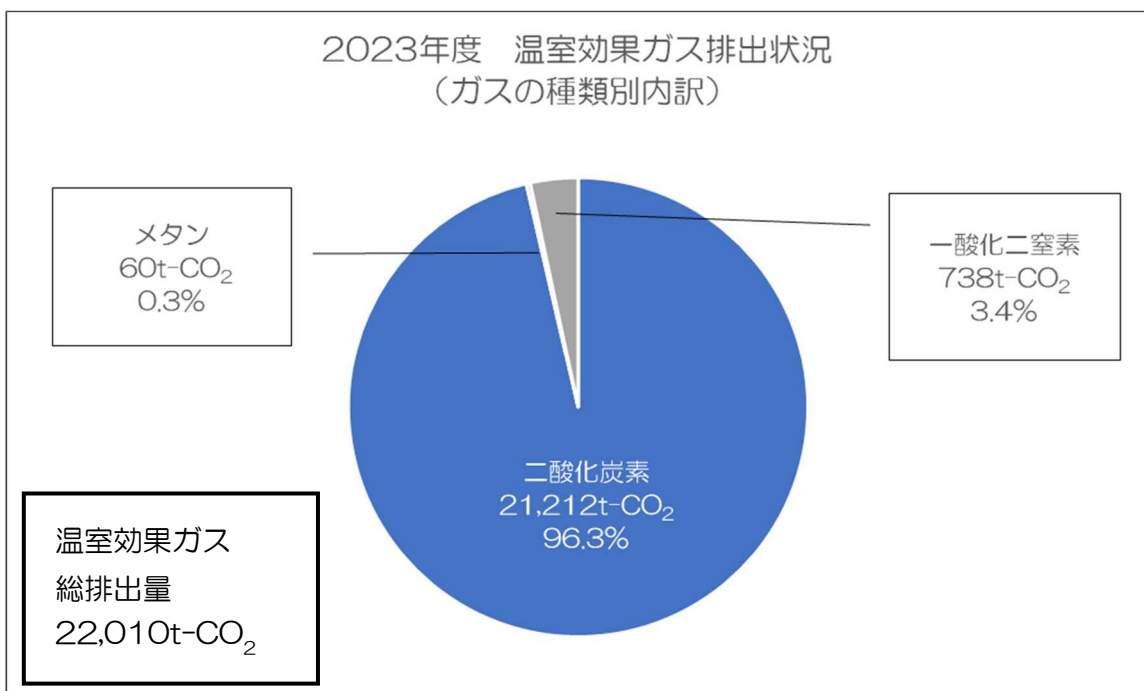


(5) 「温室効果ガス総排出量」の分析結果

2023（令和5）年度の温室効果ガスの総排出量は、22,010 t-CO<sub>2</sub>です。

ガスの種類別の内訳では、二酸化炭素の排出量が全体の96.3%を占めて、21,212t-CO<sub>2</sub>です。次に、一酸化二窒素が3.4%の738t-CO<sub>2</sub>、そしてメタンが0.3%の60t-CO<sub>2</sub>の順です。

ガスの種類別の内訳のとおり、当組合全体の温室効果ガス排出量のほとんどは二酸化炭素排出量によるものです。その二酸化炭素排出量の大半は、ささゆりクリーンパークでの一般廃棄物（ごみ）の焼却に伴って排出しているものであることから、当組合全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、ささゆりクリーンパークでの一般廃棄物の焼却に伴って排出する二酸化炭素排出量を削減することが最も重要といえます。



(6) 計画改定の方針

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、政府が定める地球温暖化対策計画に即して策定、実施することとされていることから、新たな計画は最新の地球温暖化対策計画に即したものとします。またその取組みも同様に、地球温暖化対策計画において政府実行計画に準ずることとされていることから、「可茂衛生施設利用組合地球温暖化防止実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）」においても政府実行計画に準ずるものとして改定します。

基準年度は、2013（平成 25）年度とし、目標年度は、2030（令和 12）年度とします。

なお、計画の見直しについては、3年後の2027（令和 9）年度に可否を判断する予定とします。

温室効果額削減対策の取組みには、目標達成の進捗を管理するため、P D C Aサイクルにより着実に温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

### 第3章 基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、事務事業編を策定・改定したときは、延滞なく公表すること（温対法第21条第13項及び第14項）、加えて毎年1回、事務事業編に基づく措置の実施状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表しなければならないとされています（温対法第21条第15項）。

(2) 事務事業編の対象とする範囲

第2章の(2)【現計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法】と同じとします。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

第2章の(3)【現計画の対象とする温室効果ガスの種類】と同じとします。

(4) 事務事業編の計画期間、見直し予定時期

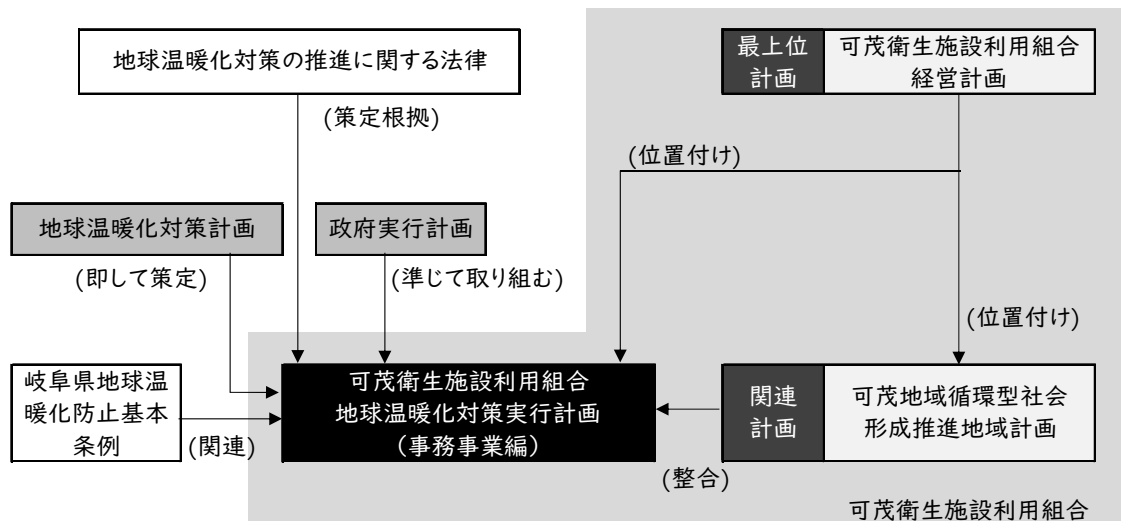
本計画の目標年度は現計画と同じ2030（令和12）年度とし、計画期間は2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までとします。ただし、中間年度である2027年度に見直しの可否を判断します。

項目	年度									
	2013	…	2023	2024	2025	2026	2027	…	2030	
期間中の事項	基準年度			計画開始			見直し可否		目標年度	
計画期間				→						

(5) 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、温対法に基づく地方公共団体実行計画の事務事業編として策定します。また、当組合の最上位計画である経営計画の下位計画として位置付けます。





## 第4章 「温室効果ガス総排出量」に関する数量的な目標

### (1) 目標設定の考え方

目標設定については、マニュアル上で施設別に設定することが望ましいとされていることから、施設別に設定することとします。

ささゆりクリーンパーク、緑ヶ丘クリーンセンターのエネルギー起源二酸化炭素の排出量は「自動車による燃料の使用」、「自動車以外による燃料の使用」及び「電気の使用」の項目ごとにマニュアルを踏まえてより厳しい削減率を採用します。ささゆりクリーンパークの非エネルギー起源二酸化炭素の排出量は、人口減少によるごみ排出量の減少に加えて、プラスチックごみの分別回収量を加味して、目標を設定します。メタン、一酸化二窒素の排出量は、人口減少によるごみ排出量の減少率を採用し、施設の目標設定を行います。

可茂聖苑及びわくわく体験館については、温室効果ガス排出量の大半がエネルギー使用に起因しており、マニュアルの削減率を準用する考え方で目標設定を行います。

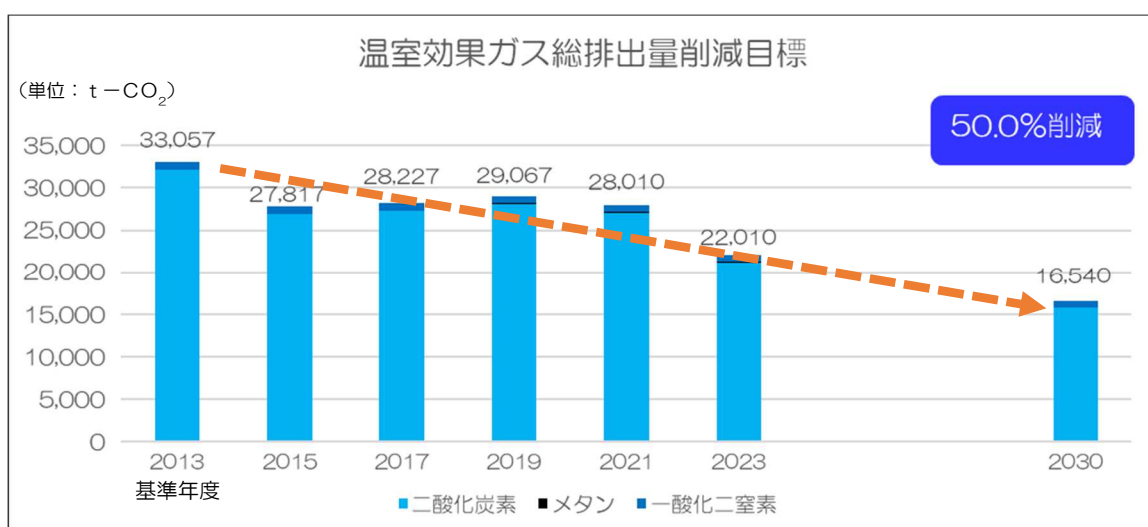
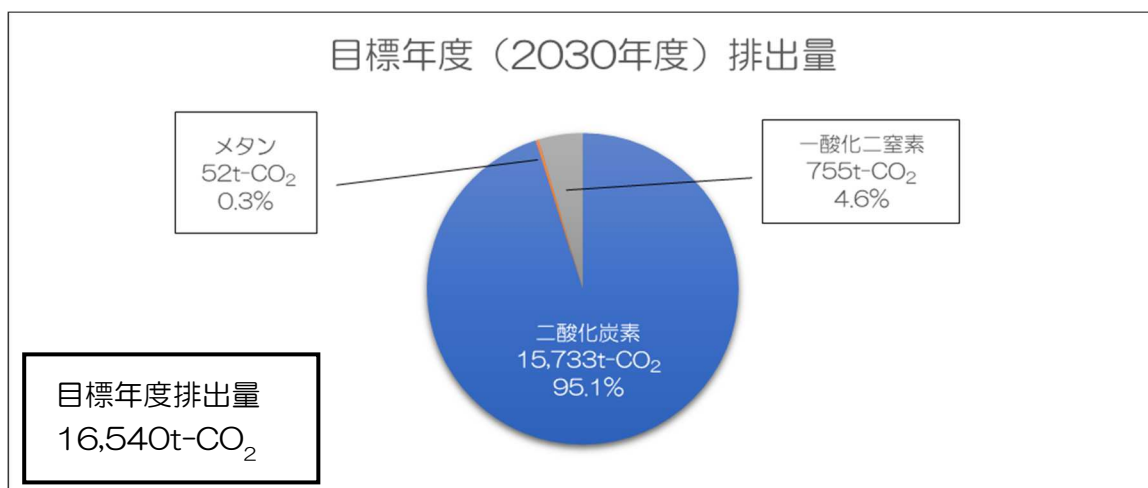
### (2) 基準年度

本計画の基準年度は、2013（平成25）年度とします。

### (3) 数量的な目標

① 組合全体での数量的な目標は次のとおりです。

基準年度(2013年度)排出量	目標年度(2030年度)排出量	削減率
33,057t-CO <sub>2</sub>	16,540t-CO <sub>2</sub>	50.0%



②施設ごとの目標年度における数量的な目標は次のとおりです。

施設名	年度	(t-CO <sub>2</sub> )		
		基準年度排出量 (2013年度)	目標年度排出量 (2030年度)	削減率 %
ささゆりクリーンパーク		29,874	15,423	48.4%
緑ヶ丘クリーンセンター		2,571	817	68.2%
可茂聖苑		357	175	51.0%
わくわく体験館		255	125	51.0%
計		33,057	16,540	50.0%

## 第5章 目標達成に向けた取組

### (1) 基本方針

削減目標達成に向けては、非エネルギー起源二酸化炭素の排出量が温室効果ガス排出量全体の約96%を占めることから、非エネルギー起源二酸化炭素の排出量の削減に重点を置きます。非エネルギー起源二酸化炭素は一般廃棄物（ごみ）の焼却処理中のプラスチックの焼却に伴い発生するものであることから、プラスチックごみの焼却量を減少する必要があります。その具体的な取組みとして、当組合構成市町村（以下「市町村」という。）と連携して住民や事業者に対して啓発等でごみ減量や3Rを推進することや、プラスチック資源循環促進法の施行に伴いプラスチックごみの分別回収を推進することで削減します。

エネルギー使用に伴う温室効果ガスの削減に向けた取組みとしては、電気や燃料の使用について基本的な省エネルギーの取組みを継続的に推進することや機器類の更新時に高効率機器の導入を検討します。

その他の取組みとしては、今後各種計画を策定、見直しをする際には、温室効果ガス削減を踏まえて検討します。

### 温室効果ガス排出量を抑えるための取組

#### ①市町村との連携及び住民、事業者に向けた取組

取組項目	取組内容
3Rの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・当組合が発行する広報紙、ホームページ等を活用し、住民及び事業者に対して、ごみの減量化や資源化等を推進する。</li><li>・当組合が開催するイベントや市町村が開催するイベントへの協力によりごみ問題、環境問題の啓発を行う。</li><li>・小学校の社会科見学等の受け入れによる環境教育を継続する。</li><li>・廃棄物処理抑制や環境啓発の目的で実施しているリサイクル自転車再生事業を継続する。</li><li>・エコサイクルプラザの見学者に対して、ごみ減量や温室効果ガス削減などの環境問題を啓発できるよう工夫する。</li></ul>
廃プラ類の分別・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村がプラスチックごみを2030（令和12）年度までに1,724トン以上回収できるように、市町村と連携を図る。</li></ul>

②エネルギー使用に関する取組

1) 全施設に関する取組

取組項目		取組内容
電気使用量の削減	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブラインド等を使用し冷暖房効果を高める。適切な温度設定を行うなどの基本的な省エネルギーの取組みを継続的に推進する。</li> <li>設備更新の際には高効率機器を導入する。</li> </ul>
	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要な照明をこまめに消灯する。照明が必要な範囲を精査するなどの基本的な省エネルギーの取組みを継続的に推進する。</li> <li>LEDなどの高効率型の照明機器への更新を推進する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコンや複合機などを節電モードに設定するなど機器類の待機電力を削減する。自動ドアやエレベーターの使用を控えるなど基本的な節電の取組みを継続的に推進する。</li> <li>設備機器の更新、新規導入に際しては、省エネ型への更新を検討する。</li> </ul>
公用車の燃料使用量削減		<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ、急発進急ブレーキを控えるなど省エネ運転を心がける。</li> <li>タイヤの空気圧調整など定期的な車両の点検・整備を実施する。</li> <li>Web会議システムを活用するなど公用車利用の抑制に努める。</li> <li>公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。</li> </ul>
公用車の低燃費型車両の導入		<ul style="list-style-type: none"> <li>更新時には電気自動車やハイブリッドカーなど低燃費型車両の導入を検討する。</li> </ul>

2) 施設の運転管理及び運営維持管理に関する取組

取組項目	取組内容
ささゆりクリーンパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力量の低減に努めるため、効率的な運転計画に基づいた運転管理を実施する。</li> <li>可燃ごみ処理施設焼却炉の停止とならないよう安定稼働の継続に努める。</li> <li>設備不具合の早期発見ができるよう運転監視体制を強化する。</li> <li>ごみの均一的な攪拌を行い、良好な燃焼状態の継続による安定した発電を確保する。</li> <li>共通停止期間中の使用電力量の抑制による購入電力量の低減に努める。</li> </ul>
緑ヶ丘クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入電力量の低減に努めるため、効率的な運転計画に基づいた運転管理を実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の性状に合わせた設備の稼働日数や稼働時間を調整する。</li> </ul>
可茂聖苑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉の効率的な稼働による燃料使用量の低減に努める。</li> <li>・来場者及び施設従事者に合わせた適切な空調管理に努める。</li> </ul>
わくわく体験館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス溶解炉の温度管理を徹底する。</li> <li>・自営線による送電に伴って、既存ガス設備の電力化の検討をする。</li> </ul>

③その他の取組

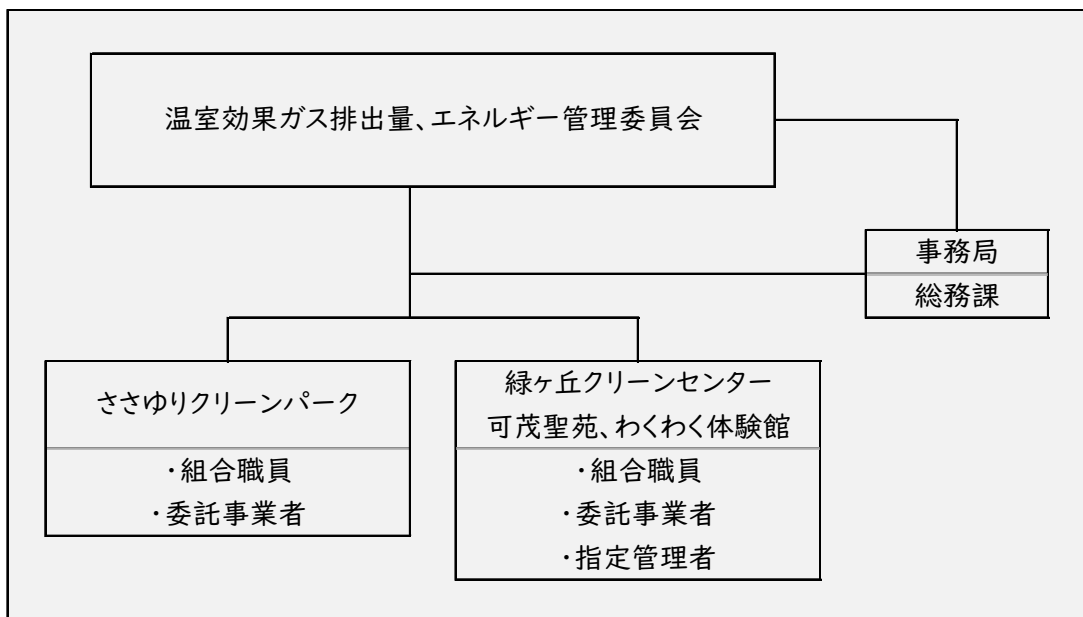
取組項目	取組内容
各種計画への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画作成に際して、温室効果ガス削減の検討を踏まえて作成する。</li> </ul>
電力調達先の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。</li> </ul>
紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化や業務における資料の簡素化、両面印刷を推進する。</li> <li>・文書や資料等の電子化共有を図る。</li> <li>・使用済み封筒を再利用する。</li> </ul>

## 第6章 事務事業編の進捗管理

### (1) 推進体制

本計画の目標達成、進捗状況の管理及び計画の見直しを行うため、推進体制として下記のとおり温室効果ガス排出量、エネルギー管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、推進管理していきます。

#### 推進体制



※「温室効果ガス排出量抑制推進」と「エネルギー使用量削減推進」を兼ねる。

※事務局は3Rの推進のため、市町村との連携や各種計画への反映を図る。

#### 委員構成

総括責任者(エネルギー管理統括者(注1))	事務局長
総務課推進責任者(エネルギー管理企画推進者(注2))	総務課長
業務課推進責任者	業務課長
ささゆりクリーンパーク実行責任者	施設1係長
緑ヶ丘クリーンセンター、可茂聖苑、わくわく体験館 実行責任者	施設2係長
熱エネルギー責任者	ボイラータービン 主任技術者
電気エネルギー責任者	電気主任技術者

※注1…総括責任者は省エネ法上で選任するエネルギー管理統括者を兼ねる。

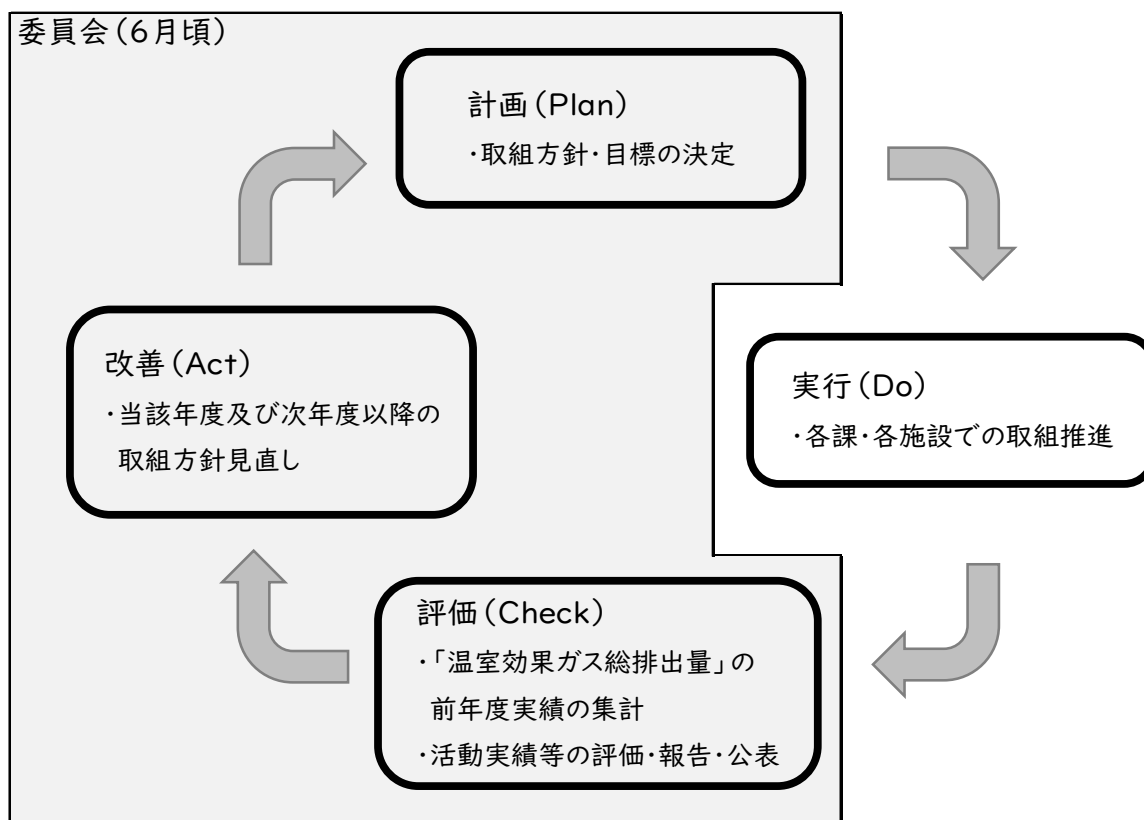
※注2…総務課推進責任者は省エネ法上で選任するエネルギー管理企画推進者を兼ねる。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、事務局が6月を目途に前年度の集計結果を取りまとめ、委員会に報告します。委員会は進捗状況の点検・評価を行い、当該年度以降の取組みの方針を決定します。7月～8月にかけて、それらを基に、国や県への報告や公表を行います。また、重要な変更等が生じた場合には、委員会を開催し、見直しを図ります。



毎年のPDCAイメージ

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は、次の見直し予定時期（2027（令和9）年度）まで、毎年1回進捗状況を確認・評価を繰り返し、次の見直し予定時期での改定要否を判断します。